

# 「とっとり食べきり協力店」登録要領

鳥取県生活環境部循環型社会推進課

## 1 目的

事業所や家庭から排出される食べ残し等による食品廃棄物の削減を推進するため、食品ロスを減らす取り組みを実践する飲食店や宿泊施設、食品を取り扱う小売店等を募集し、「とっとり食べきり協力店」（以下「協力店」という。）として登録するとともに、その取り組みを広く紹介することで、食べきりの推進に向けた意識啓発を図る。

## 2 対象事業者

鳥取県内で営業する飲食店、宿泊施設、食品を取り扱う小売店等（以下「店舗」という。）

## 3 登録要件

次に示す取組項目を1つ以上実践する店舗を協力店として登録する。

なお、(3)の取組項目にあつては、食べきりのための他の取組項目と併せて実践するとともに、持ち帰りの希望者に対して、持ち帰りに関する衛生上の注意事項等を説明すること。

(1)	小盛りメニュー等の導入 例) ごはん量の調整、小盛りメニューの設定、ハーフサイズメニューの設定 等
(2)	食べ残しを減らすための呼びかけ実践 例) 注文受付時の適量注文の呼びかけ、食べきり（宴会時の30・10運動等）の呼びかけ等
(3)	食べ残しの持ち帰りへの対応 例) 持ち帰り用容器の提供、持ち帰り可能な料理の案内 等
(4)	必要な量を購入できる販売方法の導入 例) ばら売り、量り売り、少量パックによる販売 等
(5)	割引販売等による商品廃棄量の削減 例) 消費期限・賞味期限間近の商品の割引販売 等
(6)	ポスター等の掲示による食品ロス削減に向けた啓発活動の実施 例) ポスターやチラシ、ポップ等の設置、店内放送、食材を使い切るレシピ紹介 等
(7)	食品廃棄物のリサイクルの実施 例) リサイクル企業に委託して堆肥化、生ごみ処理機で堆肥化 等
(8)	上記以外の食品ロスを減らすための工夫 例) 多様な料理プランの設定（質重視プラン等）、フードバンクへの提供 等

## 4 取組内容

- (1) 協力店は、3で選択した取り組みを積極的に実践し、食品廃棄物の発生抑制に努める。
- (2) 協力店は、交付されたステッカー等を店舗内の見えやすい場所へ掲示し、来店客へのPRに努める。
- (3) 協力店は、県が実施するアンケート調査等に協力するものとする。

## 5 申請方法

- (1) 協力店に登録を希望する店舗の代表者（以下「申請者」という。）は、申請書（様式1）を県庁循環型社会推進課へ郵送、ファクシミリ、電子メール又は持参により提出する。
- (2) 循環型社会推進課は、申請書の内容を確認し、登録者名簿へ記載するとともに、申請者に対してステッカー等を交付する。

## 6 登録店舗の紹介

県は、登録店舗の取組内容等について、県ホームページ等で積極的に紹介する。

## 7 登録の変更又は中止

- (1) 協力店は、申請書に記載した内容に変更が生じた場合、又は、店舗を廃止するなどの理由で取り組みを中止する場合には、登録変更届（様式2）又は登録中止届（様式3）を循環型社会推進課へ提出するとともに、取り組みを中止する場合はステッカー等の掲示を取りやめるものとする。
- (2) 循環型社会推進課は、登録変更届又は登録中止届の内容を確認し、登録名簿及びホームページ等の掲載情報の修正又は削除を行うものとする。

## 8 登録の抹消

- (1) 県は、協力店が要件を満たさない場合や、信用失墜行為を行うなど協力店として適当でないと判断した場合は、登録を抹消することができる。
- (2) 登録を抹消された協力店は、速やかにステッカー等の掲示を取りやめるものとする。

### 附 則

この要領は、平成26年6月2日から施行する。

この要領は、平成29年8月2日から施行する。

この要領は、令和4年2月14日から施行する。